

公園遊具の安全確保に係る緊急対策事業について

平成30年度に実施した公園遊具の法定点検結果により、補修や更新等の必要があると判定された既存施設について、安全性を速やかに確保するための緊急対策事業案を取りまとめたので報告する。

1 現在の状況

都市公園法の改正により、国が取りまとめた遊具の安全確保に関する指針に基づき点検を行った結果、総合判定でC（修理をしなければ使用不可）・D（緊急に補修又は撤去が必要）と判定された遊具は83公園169施設あった。

区では、これらの施設の安全性について改めて確認するとともに、補修対応可能な施設については補修し、一定の安全性が確保できている施設は使用を継続している。補修対応ができない7公園7施設については、現在も使用禁止としている。

2 緊急対策の内容

（1）対象施設

81公園 162施設

（2）遊具基礎被覆工事（54公園 76施設）

基礎露出が原因で使用不可と判定された遊具については、コンクリート基礎の被覆工事を行う。

（3）遊具撤去・設置に伴う設計及び工事（50公園 68施設）

基礎被覆工事以外の対応が必要な遊具については撤去し、現在の遊具設置に必要な安全な領域の確保や落下防止に関する基準に適合するよう工事を行う。遊具の選定や設置の可否については、地域の意見等を聴きながら設置していく。

また、中型複合遊具が設置できる可能性がある箇所については撤去のみ行い、来年度以降の設置に向けて、地域の意見等を聴きながら検討を進めていく。

（4）長寿命化計画に基づく遊具の更新（9公園 18施設）

国費を活用した計画に基づき2か年に分けて、同規模同機能の遊具へ撤去・設置を併せて行う。

3 今後の予定

令和元年9月	補正予算案提出
令和元年11月～令和2年3月	遊具基礎被覆工事 遊具撤去・設置に伴う設計
令和2年3月～10月	遊具撤去・設置に伴う工事